

平成21年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成21年6月12日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	9番 渡 辺 玄 正 君	10番 児 安 利 之 君
11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

8番 寺 尾 重 雄 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第31号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

請願第2号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願

第3 休会の件

開 議

平成21年6月12日(金) 午前10時00分開議

○議長(高橋秀男君) ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長(高橋秀男君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第31号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番(児安利之君) 議案第32号でお尋ねをいたします。市長の提案理由の説明でもっておおよそのところはわかりましたけれども、なお、この条例について担当から補足的な説明を一応お願いしたい。それが一つ。

もう一つは、これは国の地方税法改正に基づく条例改正だと思うんですが、せんだって専決処分で行われた一連の条例改正があります。これは国の流れからいって、3月31日公布の4月1日から実施ということから、いわゆる議会に付するいとまのない物理的な条件としてやむを得ない、これは了としますが、ただ今回は、こういうふうな正規などうか、通常の形で提起されてきているんで、そういう点ではこの条例改正は施行の日を見ればわかるけれども、一応、いつからどいうふうになるのかということも含めて、ひとつお答えをいただきたい。以上2点です。

○議長(高橋秀男君) 答弁を求めます。渡辺税務課長。

○税務課長(渡辺恵一君) お答えいたします。最初の補足説明からしたいと思います。

条例のほうですが、附則7条の3につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の

規定で、この制度は所得税のみにある制度でしたが、税源移譲により所得税が減少する結果、控除限度額が所得税より大きくなり、控除し切れなくなったなどの影響が生じたことから、既存の適用者に税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税額において控除できた額と同額の負担減となるように、個人住民税の減額措置を講ずるために規定したものです。

今回の改正は、附則第7条の3の2、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設に伴い、条例の整備を行うものです。

附則第7条の3の2は、個人住宅借入金特別税額控除の創設に伴い新設されたもので、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除し切れなかった額で、その額が所得税の課税総所得金額等の額100分の5を乗じて得た額が9万7,500円以上であった場合、その額を限度額とするという規定の内容でございます。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について規定されたものですが、附則第7条の3の2の個人住宅借入金特別税額控除が創設され、この分を所得控除に加えて算出するための条文を整備するものです。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものです。長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行する平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築される同法第10条第2号の規定する認定長期優良住宅に係る減額の適用を受ける場合についての規定を追加し、第2項とし、以後の項を繰り下げるものです。

附則第10条の2第7項及び第8項につきましては、附則第10条の2の2項として、認定長期優良住宅に係る減額の適用を受ける規定を追加したことにより、附則第7条8項が9項に、同条9項が10項に繰り下がったことによる条文の整備となります。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例について規定したものです。附則第7条の3の2、個人住民税における住宅借入金特別税額控除が創設されたため、この分を所得控除に加えて算出するために、附則第16条の3、3項の条文を整備するものです。

附則第16条の4につきましては、土地の譲渡等、短期譲渡所得でございますが、この事業所得に係る市民税の課税の特例について規定したもので、課税の特例の適用がある場合の損益通算の際、土地の譲渡等に係る譲渡所得はないものとして行うことについて定めたものです。

附則第7条の3の2が創設されたことに伴いまして、個人住民税における住宅借入金特別税額控除を所得控除に加えて損益通算を行うため、附則第16条の4、3項第2号の条文の整備を行うものです。

附則第17条及び同条3項につきましては、土地等の譲渡、こちらは長期譲渡所得に係るものがございますが、長期譲渡に係る分離課税について規定したものです。土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除の創設と附則第7条の3の2、住宅借入金特別税額控除を所得控除に加えるため、条文を整備するものです。

附則第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について規定したものです。地方税法附則第34条の2、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設と課税の特例の適用期限、平成20年12月31日までを平成25年12月31日までの5年間延長するとの改正により、条文の整備を行うものです。

附則第18条につきましては、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について規定されたものですが、附則第7条の3の2、住宅借入金特別税額控除の創設に伴い、この分を所得控除に加えて、合計所得金額や損益通算を行うために条文の整備を行うものです。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の住民税の課税の特例について規定したものです。附則第7条の3の2、住宅借入金特別税額控除の創設に伴い、この分を所得控除に加えて所得金額や損益通算を行うため、条文の整備を行うものです。

附則第19条の2につきましては、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について規定されたものですが、平成21年1月5日から上場株式等に係る株券が電子化されたことに伴い、上場廃止銘柄については、電子化のための必要な法的手続が実施されないことから、株券保管振替機構、ほふり機構ですが、において取り扱わない特定株式は、証券会社の特定管理口座から株主に返還されることとなります。この株式については、無価値化損失が生じても特定管理株式に該当せず、特定の適用もないため、これをただし、特例対象に加えて改正がされたため、条文の整備を行うものです。

附則第20条につきましては、特定中小会社の特定株式を払い込みにより取得した居住者等について、その取得した日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間に、その特定株式が株式として価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算結了等の一定の事実が発生したときは、その損失の金額とされる一定の金額は、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるとの規定ですが、租税特別措置法の改正によって地方税法附則第35条の3が改正されたことにより、条文の整備を行うものです。

附則第20条の2第1項につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の対象に平成22年1月1日以降に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券、カバードワラントのことを指していますが、これを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得が加わったことに伴い、条文の整理を行うものです。

第2項につきましては、先物取引に係る事業所得または雑所得がある場合の課税の特例の適用がある場合、損益通算の際は、先物取引に係る事業所得または雑所得はないものとして行う規定であり、附則第7条の3の2、個人住民税における住宅借入金特別税額控除の創設に伴い、その分を所得控除に加えて、合計所得金額や損益通算を行うための条文の整備を行うものです。

附則第20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について規定したものです。第2項では、条約の適用を受ける配当等に係る所得の課税の適用がある場合、損益通算の場合は、配当等に係る所得はないものとして行う規定で、附則第7条の3の2の住宅借入金特別税額控除創設に伴い、その額を所得控除に加えて、合計所得金額や損益通算を行うための条文の整備を行うものです。

第5項につきましては、所得税の非課税限度額制度について、先物取引に係る事業所得または雑所得の金額を含めて適用の有無の判定等を行うべきことをそれぞれ定めているものであり、附則第7条の3の2の住宅借入金特別税額控除の創設に伴い、その額を所得控除に加えて合計所得金額や損益通算を行うための条文の整備を行うものです。

2点目の、施行期日等の関係でございますけど、議員おっしゃられたとおりに、3月27日開催

の国会において地方税法の一部を改正する法律が可決されました。これにより平成21年3月31日に公布され、4月1日施行ということになりました。その中で、4月1日から適用というものがございまして、これにつきましては専決が必要であるということで、前回、専決のご承認を得たものでございます。

今回のものにつきましては、適用時期が平成22年1月1日以降とかのものが多く、専決でやなくても、この定例議会において議決を得られれば、納税者にとっても不利にならずに実施できるということから、今回の議会に提案させていただきました。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今回の地方税法の改正について、この前の臨時会の専決のときにも申しましたが、国会の流れを見ると、地方税法の改正などについては、自民・公明の与党だけが賛成で、あとの野党4党は全部反対しているんですね。私、これを見てみたときに、今も地方自治体の条例にそれが具現化されてきているように、我々庶民にかかわるものももちろんあるけれども、賛意を表すべき内容もあるけれども、大方が株式投資だとか先物買いとか、そういうものの減税優遇措置が依然として温存されている。その結果として、地方の税条例の改正が行われてきているというふうに私は感じています。

そこで、今の補足説明の中で1点だけお聞きしておきたいのは、10条の2で言っていた新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、これをもって、その適用の申告をして、それが減税になる、いわゆる減税になる期間が6月4日からと言ってましたけれども、そうすると、これが可決されれば、条例制定は6月19日になるわけだけど、極端に言えば、6月4日以降、6月18日までに適用になる条件を持った人に対しては、申告すれば遡及して、この条例が適用になるのかと、その点についてお聞きしておきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えします。議員のお見込みのとおり、遡及して適用になると考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号は、総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） これも担当からぜひ、前条例と同じように提案理由の説明の補足的なものをお願いしたいということが一つ。もう一つは、その提案理由の説明を聞いて後の話になろうかと

と思いますが、国保税の減額の措置の問題なんかはそういうことになるんだけど、その前に勝浦市の国保の現状を、改めて明らかにしていただきたいというふうに思います。

1つは、今、国保被保険者は約4,000世帯というふうに私は承知しておりますが、このうち7割、5割、2割の減額措置が適用されている世帯は何ほどあるのか。今までの実績等を踏まえながら、おおよそのところをお答えをいただきたい。7割世帯が何世帯、5割世帯が何世帯、2割世帯が何世帯、全体として4,000何世帯ということをお聞きしたい。それが2点目。

3点目は、今度の国民健康保険法の改正では、賦課方式の範囲というか方式が2つほど増えたというように物の本には解説されています。つまり、今までは5つの方式、勝浦で採用しているただし書き方式、ただし書き方式というのは総所得金額から住民税の基礎控除額だけを控除した金額に税率を掛けている方式だと思うんですが、2つ目には総所得金額から住民税の基礎控除、配偶者控除などなど各種控除額を控除した後の金額に税率を掛けている。3点目は、市民税の所得割額に税率を掛けている。4点目は、市民税額に率を掛ける。5点目が市県民税額に税率を掛ける。それに今度は6点目として、総所得金額から住民税の基礎控除、配偶者控除額等の各種控除を控除した後の金額に税を掛けていく。ただし、市民税の所得割が賦課されてない低所得者の場合は、国保税所得割額をゼロとする。7点目は、総所得金額から住民税の基礎控除、配偶者控除等の各種控除額を控除した後の金額に税率を掛ける。ただし、市民税が賦課されてない低所得者の場合は国保税所得割額をゼロとするという、2つが加えられたというふうに解説されているんですが、今、どこへ行っても、国保税を払いたくても払えないという世帯が全国的にびっくりするほど広がってきている中で、勝浦市としては賦課方式を旧態依然と言ったらどうかかわからないけれども、今までと同じように、単なるただし書き方式でこれをずっと今後も維持していこうとしているのか、この点についても、あわせてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えいたします。私のほうから、今回の税条例の補足説明をさせていただきます。

まず、13条につきましては、国民健康保険税の賦課期日後の納税義務の発生、消滅等に伴う月割課税について規定したもので、この月割課税は昭和40年度までは納税義務の発生、消滅の場合にのみ認められており、世帯主以外の世帯人の異動は納税義務の発生、消滅に直接関係ないものとして月割課税は行わないものとされていましたが、昭和41年度から賦課期日後の国民健康保険の納税義務の世帯に属する世帯人が就職等により社会保険の被保険者等となり、国民健康保険者でなくなった場合、または退職等により社会保険の被保険者でなくなり、国民健康保険の被保険者になった場合についても月割によって減額し、または増額すると定めたもので、今回の改正は第23条の第2項の削除に伴いまして、条文の整備を行おうとするものでございます。

23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定したのですが、納税義務者である世帯主等の前年からの所得状況の著しい変化等がある場合、当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止することにしたことにより、地方税法第703条の5第2項の括弧書きの削除に伴いまして、23条第2項を削除するものです。

次に、国民健康保険税条例附則の改正ですが、第3項については、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したのですが、国民健康保険条例第23条第2項の削除に伴いまして、項立てがなくなることから、本項中第23条第1項を第23条に改めまして、同

項に第4項を加えるものでございます。

第4項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したのですが、本項は世帯主が地方税法附則第33条の2第5項で規定する上場株式等に係る配当所得について、総合課税を選択し申告した場合は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額及び国民健康保険税の減額の規定の適用があった場合は、総所得金額算出に際し、上場株式等の配当所得を加えて、所得金額や損益通算を行うための規定ですが、平成20年度税制改正により、地方税法附則第35条の6の規定が新設され、その施行に伴い、項の新設を行おうとするものです。

附則第5項につきましては、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、国民健康保険の世帯主またはその世帯に属する被保険者が、地方税法附則第34条第1項または第35条第1項の譲渡所得を有する場合の条例第3条第1項の所得割額、同条第2項の雑損失の適用除外、第11条第1項の徴収方法、第23条の減額の適用に当たっては、長期譲渡所得の金額を加えるとの内容を記したのですが、第23条第2項を削除したことにより、項中第23条第1項を第23条に改め、第35条第1項の下に第35条の2第1項を加え、3項の次に4項を加えたことにより、4項を5項とするものです。

附則第6項につきましては、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したもので、国民健康保険税の世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、地方税法附則第35条に規定する短期譲渡所得を有する場合の課税の特例として、第5項の長期譲渡所得の読み替え規定をしたものです。改正の趣旨は、第4項の新設に伴う項番号を第5項から第6項に項番号の繰り下げと、附則第5項の改正により条文の整理を行うものです。

附則第7項につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例として、国民健康保険の世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、地方税法附則第35条の2に規定する株式等を有する場合の特例として、平成2年の個人住民税から株式等の譲渡益について所得税において源泉分離課税を選択した場合を除き、申告分離課税をすること等、規定したのですが、附則第4項の新設に伴い、第6項を第7項に項番号の繰り下げと、第23条第2項の削除に伴い、条文の整理を行おうとするものです。

附則第8項につきましては、国民健康保険の世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が地方税法附則第35条の2の6第15項に規定する上場株式等に係る配当所得を有する場合の譲渡損失の繰り越し控除を行う場合の国民健康保険税の課税の特例を規定したのですが、平成20年度税制改正により、上場株式等損益通算の特例の創設が行われ、平成22年分以降の住民税について適用されることに伴い、項の新設を行おうとするものです。

附則第9項につきましては、国民健康保険の世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が地方税法附則第35条の2の6第15項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の繰り越し控除を有する場合の国民健康保険税の課税の特例を規定したのですが、附則第4項及び附則第8項の新設に伴い、7項を9項に項番号の繰り下げと、平成20年度税制改正により地方税法第35条の2の6が改正されたことにより、本条における引用条文が変わったことから、条文の整理を行おうとするものです。

附則第10項につきましては、国民健康保険の世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する特定中小企業者に該当

する株式会社が発行した株式を払い込みにより取得し、その取得の日からその株式の上場等の前日までの間にその株式を譲渡したことにより生じた損失金額のうち、その譲渡した年の翌年度分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、控除しても控除し切れない金額を有する場合の国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、第4項及び第8項の新設に伴い、8項を10項に項番号繰り下げと、項中6項を7項に改めるものです。

附則第11項につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したのですが、附則第4項と附則第8項の新設に伴い、附則第9項を第11項に項番号の繰り下げと、商品先物取引に係る雑所得については、他の所得と分離して課税する特例が設けられておりますが、平成21年度の税制改正により、この特例の対象に平成22年1月1日以降に行う金融証券取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券を譲渡した場合における譲渡所得等及びカバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得も加わったことにより、条文の整理を行おうとするものです。

附則第12項につきましては、平成16年度以降の国民健康保険税について、国民健康保険税の所得割の基礎となる総所得金額等に加えられる先物取引に係る雑所得等に金額から、当該先物取引の差金決済等に係る損失の金額について、繰越控除を行うこととするという規定ですが、附則第4項及び附則第8項の新設に伴い、附則第10項を12項に繰り下げるものです。

附則第13項につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したのですが、附則第4項及び第8項の新設に伴い、附則第11項を第13項に項番号の繰り下げと、第23条第2項の削除に伴い、条文の整理を行おうとするものです。

附則第14項につきましては、昭和44年、法律第46号により、条約相手国で受け取る利子等については分離課税となる特例を設けたことから、国民健康保険税の所得割の基礎となる総所得金額にこれを含めて算出する特例を定めたもので、附則第4項及び第8項の新設に伴い、附則第11項を第13項に項番号の繰り下げと、第23条第2項の削除により条文を整理するものです。

附則第15項につきましては、昭和44年、法律第46条により条約相手国で受け取る配当等については分離課税とする特例を設けたことから、国民健康保険税の所得割の基礎となる総所得金額にこれを含めて算出する特例を定めたのですが、附則第4項及び第8項の新設に伴いまして、附則第13項を第15項に項番号の繰り下げと、第23条第2項の削除により条文を整理するものです。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、国保の現状ということでございますけれども、端的に申し上げてしまいますと、1人当たり医療費等が高いという反面、担税力が弱いという状況でございます。

また、次に減額関係のご質問でございますけれども、平成20年度の、これは保険基盤安定負担金に該当して適用いたしました数値につきまして申し上げます。また、これは医療費分についてでございます。4,121世帯に対しまして7割軽減が1,095世帯、5割軽減が198世帯、2割軽減が505世帯、合計で1,798世帯でございます。4,121世帯に対しましては43.6%の世帯が減額対象という形になっております。

次に、賦課方式の追加でございますけれども、賦課方式の追加につきましては、本市におきましては、議員ご指摘のように、旧ただし書き方式を使っておりまして、ほかの方式につきまして

は、私のほうで試算等、十分検討しておるわけではございませんが、今回の改正等に伴います情報につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

また、その次にございました市は旧ただし書き方式で維持していくのかということでございますが、現状におきましては旧ただし書き方式が基本的には原則となっております。議員もご承知のように、旧ただし書き方式につきましては、町村、また本文方式につきましては中都市と申しましょるか、また俗に言われている住民税方式につきましては大都市が採用しているという形になります。したがって、旧ただし書き方式以外という形になりますと、担税力が弱い本市におきましては、どうしても中間層等に偏った賦課がなされるということも十分考えられますので、現状におきましては、ただし書き方式を採用することが理にかなっているのではないかとということで考えています。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今、説明をもらったんですけど、旧ただし書き方式と本文方式との関係なんですが、素直に見れば、旧ただし書き方式は、いわゆる総所得から税の基礎控除だけを控除した後の一定の税率を掛けると。しかし、本文方式で言えば、基礎控除の上に扶養控除、その他の諸控除をさらに控除して、そこに一定の税率を、勝浦で言えば税、保険料のところは料率を掛けるという形をとりますから、一般的に言えば、被保険者の税の負担は軽減されていくんじゃないですか。その辺のところはどうなのか。

確かに、町村と小都市である市などは旧ただし書き方式をとっているところが多いですよ。だけど、それは必ずしもそういうふうに分けて、そういう方式を採用しなきゃならないということじゃないわけで、そういう点からすると、今、市民課長が答弁したように、ざっと言って4,000世帯のうちの1,800世帯が7割、5割、2割という減額割合の違いはあれ、43.6%、半数に近い世帯が何らかの形で減額せざるを得ないような、そういう低所得というか、そういう被保険者の加入者の構成の中身ですね。

だから、そんなことを言ったって、これは一自治体では、とてもじゃないけど、構造上のものを、これは抜本的に国民健康保険そのものを見直していかなきゃならないという理論もあります。それは私も承知しています。しかし、現に今ある勝浦市の国保会計なり国保事業、これに対する運営で自治体裁量でもって可能なものは、できるだけそれを採用して被保険者の負担軽減を図っていくというのが行政の努めでありますから、そういう点では課税方式の検討をしてみるのも必要ではないか。国保に加入している中間層というか、減額措置をとられていないところの部分の人たちの負担割というのは相当なものというのは私も承知しているし、そういう点からすれば、そこに何らかの国保会計は独立した会計なんだから、そう言ったってだめなんだという、そんな紋切り型の話じゃなくて、現に7割、5割、2割の軽減策だって、その中でとってるわけですから、そういう部分では中間的な部分に対する何らかの、例えば一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れ、その他のいろんな措置を考えるのが当然だと私は思うんだが、そういう点について再度伺います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。確かに旧ただし書き方式以外の方式という形になりますと、議員ご指摘のとおり、低所得の方々、俗に言う住民税等が出ない方々にとりましては、基本的には賦課されないということであろうと思いますので、当然にその分は軽減がなされる。

ただ、先ほども申しましたように、基本的に必要な経費を被保険者の方々に案分していく方式というのをとっておりますので、先ほど申しましたように中間所得者にその分を割り増しして賦課せざるを得ないという形にどうしてもなってしまうので、先ほども申しましたように、基本的には旧ただし書き方式が適当であるという考えで、現状におきましてはやっております。

なお、構造上の問題につきましては私のほうも担当といたしましても同感でございます。先ほど議員ご指摘ございましたように、加入世帯の約半数が軽減措置、これはあくまでも応益部分でございますけれども、これについて軽減を受けるというような状況から考えますと、制度の基本的な見直しというか、基本的なものに立って考えていただく必要というのは、当然、国のほうにも市長会等を通じまして要望も出しておりますし、その必要性は十分あるということと考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しまして、事項別明細書のページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 17ページ、自分のひぎ元の朝市案内人という関係で何点かお尋ねさせていただきま。緊急雇用創出という形で、補助金の活用という形で、今回、この朝市案内業務委託料という形で補正がのっていますが、これは今、非常にタイムリーな案件、企画だなというふうに考えるものですが、この朝市案内人を置こうという発想がどのように思い浮かんできたのか、まずその辺からお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、聞くところによりますと、一応、2名で半年の契約、半年交代と伺っているのですが、この業務内容はどのような業務内容でやっていくのか。そして、この半年の期間で交代という形になってはいますが、仮に非常に使える方と言うと変ですが、有能な方がいらした場合には、その人を再び雇用することはできるのかどうか、まずはその点からお聞かせ願ひます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。初めの第1点目の質問につきまして、発想ということでございますが、勝浦市は朝市が400年の歴史を持っており、集客数も非常に多いということから、このご案内をするようになれば非常にビジターも増えるというところからの発想で生まれたものです。

2点目の業務内容でございますが、案内業務は、朝市の案内及び観光案内を行い、本市を訪れた方の思い出に残る旅のお手伝いをする仕事であり、朝市の由来や販売物の説明、朝市への入り込み数のカウント等、観光パンフレットの配布、朝市内の安全管理、観光施設、宿泊施設等の案

内を行う仕事でございます。

また、この採用期間については、基本的に6カ月ということでございます。7月から始めますので、12月までが一つの区切りとなり、その後、また2人を募集する。募集方法につきましては、案内に精通した人を募集するということから、観光協会へ委託する考えでおります。募集は観光協会においてポスター等、案内の掲示で募集して行います。

同じ人が2度できるかというご質問でございますが、緊急雇用の性格上、1度であり、続けての雇用、または間を抜かしての採用とはならないということになります。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 業務内容的にはよくわかりました。ただ、案内人がどういう形でその業務内容をやるのかが見えないんですけど、朝市を歩いているのか、どこかに立って案内人ですよというような格好をして待っているのか、その辺の具体的なものをお聞かせ願いたいと思います。

今、私、タイムリーと言いましたけど、なぜタイムリーかといいますと、正直、アクアラインが値下げして、土日に限ってですけど、横浜、神奈川からの新しいお客さんが増えてきているんですね。今、課長が言いましたとおり、400年歴史がありますから、結構リピーターの方が多くことも事実なんです。でも、アクアラインの値下げによって新しい方が見えてきてくれているという現状に変わりつつあるというか、そういう方が多く見えてきてくれているので、案内人を置くということは非常にいいことだな、すばらしいなと思って、本当に活用してほしいなという中で考えているんですけどね。

そういった中で、先ほど、再雇用は不可能ですよという答弁がありましたけど、一応、2名の選択肢でいくんだという形になってますけど、仮に応募人員が増えた場合に、多くの人を雇用してあげたい性格上の中から、シフト性にして、1人でも多く雇用することは可能なのかなというふうにも考えるんですけど、その点についてはどういうふうになっているのか、お聞かせください。

もう一つ、隣の税務課長が担当だったときに、朝市も含めてそうなんですけど、こういう歴史探訪、こういう勝浦の名所旧跡、観光案内に非常に生かせるいい冊子つくってあるんですね。この簡単な冊子を作成して、それを観光客に配って、また新しい勝浦の魅力というのを感じ取っていただければ、もっともっと効果が上がるんじゃないかなというふうにも感じるんですけど、その辺についてはいかがに感じるのか、お答えお願いいたします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。案内者の服装等についてでございますが、腕章や上に案内者というような、わかりやすい服を来て、朝市の手前、奥とかに分かれながら立ち、パンフレットを持ちながら、今、最後に議員がおっしゃった冊子等、持ち合いのものでございますが、その案内を配りながら、旗等をつくるとか、これから考えなくちゃいけないところでございますが、目立つようなところで団体客をご案内したり、あと食のご案内、そういうことをしていきたいというふうに考えております。ただ、日の暑い時等は日除け等によりわかりやすいところで案内を行うようにしたいというふうに考えております。

また、再雇用が不可能であるかの中で、応募者が増えてきた場合の対応についてでございますが、これについては今年度、一応、予定している2人の雇用ということで進めさせていただきまして、また応募状況を見て、検討する余地があるのかなと、次年度以降は今、考えているところ

ですが、雇用は3カ年の予定で計画しておりますから、この予定でいけば、同じような状況が続く可能性もございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） いずれにいたしましても、勝浦の朝市というのは、今、正直、勝浦の観光面含めましても勝浦の目玉だというふうに私も感じています。昨日も話題に出ましたけど、新聞でも取り上げているように、観光案内人という位置づけが結構な観光PRの力になると思います。訪れてくれる観光客の皆さんに、ああ、案内人がいてよかったね。また、勝浦、こんなところがあったんだというような重宝がられる案内人の育成にひとつ努めてくれるようお願いいたします。質問を終わります。以上です。

○議長（高橋秀男君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 私のほうから7ページですけれども、前年度繰越金1,060万5,000円を計上されていますけれども、当然この数字を使うということの根拠は、前年度の繰越金が明確になったということだと思いますので、その根拠となった平成20年度決算の歳入総額、歳出総額と形式収支、最終的な実質収支、その辺を教えてください。できたら、まだ無理かもしれませんが、各種財政的な比率、この辺の見込みというのが出れば、あわせてお伺いしたいと思います。

次に、前段者からも質問が出ましたけれども、17ページの朝市案内人業務委託ということでございますけれども、お聞きするところ、常時2名置いて案内業務に当たるんだということですが、そこで伺いたいのは、これは補助金がおりにくるということで、急遽、こういう発想を抱いたということですが、この補助金が切れたときに、金の切れ目が縁の切れ目ということで、これをやめちゃうのかどうか。全国各地の観光地へ行きますと、こういうボランティアの案内人というのがいっぱいいます。将来的に、そういう考えがあるかどうか。仮にそういう考えがあるとして、今回は補助金がおりにくるということで、当然、雇用創出、そういう意味で雇うわけですから無償というわけにはいかないと思いますが、今後、市がこういう案内人をボランティアとして募集して常時やってもらうとなったときに、障害にならないかどうか。最初に、こういった手間を払っちゃって、その後で無償でやってくれといったときに、その辺の障害にならないかどうか、その辺をお伺いしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。前年度からの繰り越しの関係でございますけれども、現時点ではまだ歳入歳出見込みということになりますけれども、歳入の見込みが73億9,600万円程度、歳出見込みが71億円程度と見込まれます。形式的な収支としますと2億9,500万円ほど現時点では見込まれるわけでございまして、翌年度に繰り越すものが約2,500万円ございますので、実質的な収支としますと2億6,900万円ほど繰り越しが見込まれるというところでございます。

ほかの経常収支比率とか財政的な収支比率につきましては、まだ数字が確定ではございませんけれども、経常収支比率につきましては97.2程度、また実質公債費比率につきましては12.4程度、

現時点ではその程度ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。緊急雇用創出事業の継続の考え方ということでございますが、緊急雇用はご存じのとおり、平成23年度で終了してしまいます。したがって、この制度を活用した朝市案内業務につきましても、平成23年度で終了してしまうこととなります。なお、平成23年度以降の朝市案内業務につきましては、平成23年度までの経過を見ながら検討すると考えております。

また、ボランティアと費用を払ったことについてのギャップが生じないかというご質問でございますが、現在、社会福祉協議会のほうで町並みボランティアという講座を今年から開きまして、それを観光案内ということで2日ぐらいいただいて、そこで講習をさせていただくことにもなっております。このボランティア講座に十七、八名参加があると聞いておりますので、その方たちに知識を深めていただきながら、またボランティア活動をしていただければというふうにも考えているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 今の朝市案内業務のことですけれども、私が心配しているのは、社福のほうでそういうボランティアを養成していると、結構なことですが、遅いぐらいですね。観光で生きようとする勝浦のためには、もっと早くからそういったものを養成しなきゃいけないんじゃないかと思えます。

そこで、私がさっき言っているのは、今回の事業で有償で雇う。3年後に無償のボランティア、これがすべて無償で対応してくれるのかどうか。今まで有償でやっていたのを全部無償でといったときに、はっきり無償でお金出しませんということで、それだけのボランティアが集まるかどうか、そういう心配をしているわけです。

それともう一点は、本年度当初予算で朝市通りにトイレと休憩所を新たに設置するということです。せっかくああいう施設を整備するんですから、単にトイレ、休憩所だけで済ませるんじゃなくて、そこを情報ステーションといいますか、観光情報ステーションだけじゃなくて、勝浦市の全体の情報ステーション、関連づけてそういった利用をするお考えはないのかどうか。せっかくいい施設をつくるんですから、大いに有効に利用すべきだと思うんですが、この辺のお考えもあわせて伺います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。今の事業でお金を払って採用しているというのは、この朝市の関係の案内というふうに限定了なものでございます。後段で申しましたものは観光案内ボランティアといいまして、幅広い案内をできる方を講習により育成していこうということでございますので、これが先ほど、もとに戻りますが、緊急雇用では3年で終わりますが、その後、またこの朝市案内というものが経過を考えながら、これはまた進めていくもので、同じような感じではございますが、ちょっと別枠と私、とらえました。

もう一つ、現在、朝市のトイレの改修を行う計画であります。この事業につきましては、1月末の完成をめどに進めているところでございますが、2階等の場所、狭いですが、空間ができるわけです。ここの空間の利用につきましては町内の皆さんに有効に利用していただくという観点から、これから相談して決めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） まず最初に、朝市に特化した案内と観光案内は別だと。そうじゃないでしょう。観光の中に朝市があるわけです。朝市が観光の目玉でしょう。それは別じゃないですよ。そういう考え方で行政の窓口、トップに立ってやっておられると、市民としても困りますよ。もっと真剣に考えてください。

次の休憩所、2階に空きがあるから、これから考えます。建設するときには何でその辺まで考えないのか。当然でしょう。そういうものをつくるのであれば、利用目的をもっとはっきりすべきですよ。行き当たりばったりの行政じゃないですか。だから、なかなか進まないと思うんですよ、私は。もっと計画するのであれば、そこの先まで考えて、それだけのお金かけてつくるわけですから、整備するわけですから、考えていただきたい。いいです、これは、答弁要りません。以上です。

○議長（高橋秀男君） 児安利之議員。

○10番（児安利之君） 一つは、市民にマスクを配ると言っているんだけど、いつごろ配布の予定なのか、お聞きしたい。

もう一つは、さっき八代議員も言われた、私も全く同感で、あるいは今の忍足議員との関連でお尋ねしますが、確かに緊急雇用対策として、原資はそれを使うんだけど、一般的な失業対策事業として、支出の内容がそれを原資として使って一定の雇用対策に寄与するという性質のものじゃないと思う。つまり、朝市案内人というのは、今、聞けば3年で一応終わって、様子見て、またやるかやらないか検討するという趣旨の答弁があったけれども、3年でやめるくらいならやらないほうがいい。かえってイメージ悪くなりますよ。こういう案内人というのは、八代議員も言ったように、ずうっと引き続き朝市が続く限りはやるべき性質なんですよ、やったとすれば。その辺の見通しというのは、今、前段者も言っていたけれども、便所の関係も言っていたけれども、フローリング張って、2階は一定の空間にするんでしょう。それだって、確かにあの辺の集会施設ないから近隣の人たちのいろいろ集会の場所になるかもしれない。しかし、それは勝浦集会所というのがあって、それは主に観光のサイドから使えるような、そこが例えば案内人の拠点になったり、たまり場になったり、あるいは一定の、下に楽座もあるけれども、下本町には楽座があり、仲本町にはそのトイレに関連する施設がありという形で、幾つあったっていいんだから。トイレだって、隣の旧大原町なんか商店街の中に北町、南町、中町とずうっとみんな立派なのがついてるじゃないですか。やっとな今度、それらしいものが長年の懸案で勝浦でトイレができてきたということもあるんで、これは結構なこと、私の個人的な話ですが、目と鼻の先の上のたんこぶにトイレがあって、私もこれから夏に向かって、2月にはできるというので、今、楽しみにしているんだが、とにかく馥郁たる香りがぶんぶん来ちゃって、今、どうしようもないんだ。

それはそれとして、そういう総合的な計画というか、その朝市なら朝市を中心としたそういう計画にしていけばいいじゃないですか。そのための一里塚というか、出発点として、今度の案内人というものが出来て来てるわけですよ。我々はそういうふうには受け取っています。単にこれだけやって、もうお金使っちゃったから3年で終わりという話じゃないでしょう、今度のこの歳出は、私はそう思います。

大体、それが常識ですよ。そういう点で、もし担当がそれ以上の答弁ができないというのなら、

しかるべき人が答弁して、担当で答弁できるというなら、答弁をいただきたい。

さっきの観光案内人の話もしたけれども、案内人は単に観光だけじゃないんで、文化的なものもちろん案内人としてあるので、大多喜なんか広い意味、観光だけれども、大多喜城を中心とした名所旧跡、神社仏閣など、すべて案内するボランティアが組織されているが、早急にもっと、何でこれが社福協に委託されたのか、私もいまだにわからないんだけど、それはそれでもいいですけど、どこがやってもいいから、ぜひやってもらいたいと思いますが、お答えいただきたい。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 新型インフルエンザの備蓄品の使用方法というご質問でございますけれども、国の基本的対処方針が示されておまして、季節性インフルエンザは高齢者が重症化して死亡する例が多いのに対しまして、今回の新型インフルエンザにつきましては、海外の事例では基礎疾患等、この基礎疾患でございますけれども、糖尿病、人工透析患者、ぜんそく、妊婦等を中心に重症化いたしまして一部死亡することが報告されております。そのために感染が一番早く広がる観点を考えますと、今現在も船橋の学校で非常に感染が広がっております。そういう形から、小学校及び中学校の生徒にまず最初、マスク等を配布していきたい。予算がつく前に仮に発生した場合につきましては、保健所のほうに備蓄しております1,000枚以上のマスクがございますので、それで対処していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それではボランティア関係でございますけれども、今回、予算に提案した内容につきましては、先ほど来ご答弁申し上げてございますので、ご理解いただけるものと思っておりますけれども、関連でボランティアの継続問題、先ほど前段者から有償、無償の関係とのお話がございましたけれども、基本的には今後、勝浦市も観光に名を打って、これからどんどんやっていかなきゃいけない大きな事業でございますので、一般論としましては、これからもボランティア、特に今回はあえて観光ということで申し上げますけれども、観光ボランティアにつきましては、当然ながら継続して実施していくというふうに考えております。

また、先ほど前段者の無償、有償の関係もございましたけれども、これは一つの例といいますか、他町の関係で、特に鴨川市のほうでは、例えば、時間で、また案内場所を決めてボランティアがやっております。有償の場合は、時間で決めております。したがって、今回の雇用関係は別といたしましても、これから継続するとすれば、額は別にいたしましても、幾ら何でも無償でというわけにはいかないというふうには基本的には考えております。

休憩所の件ですけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、せっかく多額なお金を使って勝浦といたしましても、朝市に立派な施設をつくりますので、まずボランティアの拠点等々を考えまして、有効に活用していかなければいけないというふうに考えております。まだ建設中といえますか、そういう段階ですから、担当課のほうも具体的なものは出てないという段階での答弁だとは思いますが、いずれにいたしましても、そのような考え方で有効な活用を図っていく必要があるというふうに認識いたしております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会へ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元へ配布の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたからご報告いたします。

休会の件

○議長（高橋秀男君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月13日から6月18日までの6日間は委員会審査等のため休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、6月13日から6月18日までの6日間は休会することに決しました。

6月19日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時30分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第31号～議案第34号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第2号の委員会付託
1. 休会の件